

保険仕様書（案）

1. 保険種目：海外旅行保険（※別添 1 の功労金に係る付保）
2. 契約の概要
 - (1) 契約者：独立行政法人国際協力機構（JICA）
 - (2) 被保険者：JICA が功労金の対象地域（外務省治安情報の危険レベル 3 以上の地域）に派遣する者で国際協力共済会の会員
 - (3) 契約期間：2023 年 4 月 1 日 午前 0 時から
2026 年 3 月 31 日 午後 12 時になるまで
（毎年度ごとに契約更新を行う）
 - (4) 契約方式：包括契約方式による「毎月通知毎月精算」
JICA は、毎月末日を締切日とし、締切日前 1 カ月間に旅行日程を開始したすべての被保険者を取りまとめ、保険会社の定める通知書に必要項目を記載して、通知日（締切日の属する月の翌月末日）までに保険会社に通知するものとします。JICA は、保険会社が算出した確定保険料を締切日の属する月の翌々月末日までに保険会社に払い込むものとします。
 - (5) 契約形態：単価契約（保険期間に基づく被保険者 1 名当たりの保険料を定める単価契約とします。）【別添 2 参照】
3. 担保項目と保険金額：被保険者 1 名あたり
 - (1) 障害死亡保険金額：58,000,000 円
 - (2) 障害後遺傷害保険金額：（重度の場合は死亡保険金額と同額）
 - (3) 海外渡航関連情報出発時保障特約（A）
被保険者が派遣期間中に戦争、内乱、武装反乱等（以下「戦争等」といいます）に遭遇し、外務省が海外安全情報の「レベル 4」又は「レベル 3」を発出してから 5 日までに戦争等に起因して被ったけが等につき、障害死亡・後遺障害の保険金について支払いの対象とします。

（注意事項）

功労金は、JICA 内部規程に基づき支給額が決定され、JICA から対象者にされるものです。【別添 1 の別表参照】したがって、引受保険会社は、JICA 内部規程に基づき JICA を障害死亡保険金受取人とする手続きをとります。また、功労金支給額が保険金額を下回った場合は、JICA は保険金額の減額

変更を申し入れることがあります。

4. 保険の申し込み：

関係者が功労金の対象国・地域に派遣され、又は出張する度に、予め功労金に係る保険の付保に必要な情報を保険会社に通知し、申し込むこととします。

5. 過去の支払保険料実績（戦争・保険料を含む）

2015年度：40,256千円、2016年度：32,775千円、2017年度：19,614千円、
2018年度：36,808千円、2019年度：31,623千円、2020年度：20,680千円、
2021年度：20,896千円

6. 保険会社による保険金支払い実績

これまで（2003年度以来）なし

7. 注意事項

（1）以下の様な場合についても一定期間保険引き受けとなります

- ・ 功労金対象国以外から本邦に帰国して、再派遣というプロセスを経ずに功労金対象国に移動となった場合は、その移動日から保険を付保。
- ・ 功労金対象地域以外から、派遣国内または派遣国外の功労金対象地域への出張で当該地域に入域するようになった場合は、その期間のみを付保。
- ・（基本部分のみ付保の）功労金対象地域から、派遣国内または派遣国外の（戦争危険特約付保の）功労金対象地域への出張で当該地域に入域するようになった場合は、その期間のみ戦争危険特約を付保。

（2）事務処理については、本業務窓口となる担当部署を受注希望者の社に出直接持っても、代理店を立てても構いません。ただし、保険契約としては機構と損害保険会社との直接契約となります。

以 上

別添 1：功労金制度について

別添 2：独立行政法人国際協力機構功労金制度/海外旅行保険料一覧表